○経済産業省告示第八十三号

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令（平成二十二年経済産業省令第四十八号）第三条の二の規定に基づき、需要開拓支援法人が積極的に情報の提供を行うべきエネルギー環境適合製品を定める件（経済産業省告示第百三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

1の第五号中「河川水又は」を「河川水若しくは」に改め、「取水ポンプに限る。）」の下に「又は下水の採水設備（取水ポンプに限る。）」を「計量装置」の下に「、貯水槽（下水を熱源として利用する水熱利用設備を構成するものに限る。）」を加え、同号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　告示の1の第四号に掲げる水力発電設備のうち、発電出力が三万キロワット未満のものであって、水車及び発電機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する取水設備、沈砂池、導水路、ヘッドタンク、水圧管路、放水路、蓄電設備、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む。

2の第一号中「七十パーセント」を「七十二パーセント」に改め、第四号中「次のイ又はロのいずれか一に該当するものに限る。」を「誘導加熱炉（加熱又は溶解に使用する電気式工業炉（当該電気式工業炉を構成する駆動装置、電源装置、制御装置、自動調整装置又は冷却装置を含む。）であって、加熱用の電源にインバータ方式（絶縁ゲート型バイポーラトランジスタ又は酸化膜半導体電界効果トランジスタを使用するものに限る。）を使用して電力制御を行うもののうち、電力変換効率が九〇パーセント以上のものに限る。）に限る。」に改め、イ及びロを削り、第八号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「であって、これと同時に設置する専用の電力制御装置（制御装置、直交変換装置、充電装置、充放電ケーブル、表示操作器及び系統連系用保護装置で構成されているもののうち、充放電機能を有するものに限る。）を含む。」を加え、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　告示の2の第四十一号に掲げる機械類のうち、氷蓄熱式冷凍機組込型空気調和機であって、一の室外機（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。）につき二以上の室内機及び氷蓄熱槽を同時に設置する場合のこれらのもの（定格日量冷却効率又は定格日量加熱効率のいずれかが三・五以上のものに限る。）に限る。

3の「、電気自動車（告示の3の第二号に掲げる電気自動車のうち、原動機としてリチウムイオン蓄電池によって駆動する電動機（回転子に永久磁石を用いるものに限る。）のみを搭載した自動車に限る。）」を「次に掲げるもの。」に改め、3に次の五号を加える。

一　告示の3の第二号に掲げる電気自動車のうち、原動機としてリチウムイオン蓄電池によって駆動する電動機（回転子に永久磁石を用いるものに限る。）のみを搭載した自動車に限り、これと同時に設置する専用の電力制御装置（制御装置、直交変換装置、充電装置、充放電ケーブル、表示操作器及び系統連系用保護装置で構成されているもののうち、充放電機能を有するものに限る。）

二　告示の3の第四号に掲げる発光ダイオード照明装置（発光ダイオードを光源とする照明装置）のうち、ＪＩＳＣ八一〇五―三附属書Ａで定義される一体形ＬＥＤ照明器具又はＬＥＤモジュール組込みＬＥＤ照明器具であって、ＪＩＳＣ八一〇五―五に基づく測定方法により測定した固有エネルギー消費効率が一ワット当たり九〇ルーメン以上のものについて、既存建物の階層毎に当該階層の共用部分及び専有部分の天井及び壁に施設された照明器具の台数の九〇パーセント以上の数を、当該階層に同時に導入する場合、又は、新築した建物の階層毎に当該階層の共用部分及び専有部分の天井及び壁に施設する照明器具の台数の九〇パーセント以上の数を、当該階層に同時に導入する場合に限る。

三　告示の3の第五号に掲げる据置式の定置用蓄電設備（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供するものを除く。）であって、蓄電容量の合計が五キロワット時以上のもの（ナトリウム・硫黄電池を利用するものにおいては蓄電容量が三千キロワット時以上のもの）に限り、これと同時に設置する専用の制御装置、直交変換装置、整流器、表示操作器又は系統連系用保護装置を含む。

四　告示の3の第六号に掲げる機械類のうち、建物の開口部に設置される断熱窓装置であって、日本工業規格Ａ四七一〇に掲げる計算式に基づいて算出される熱貫流抵抗が〇・二八七以上のものであって建物の窓面積の九〇パーセント以上の部分に同時に設置する場合の当該窓装置に限る。

五　告示の3の第六号に掲げる機械類のうち、建物の開口部に設置される複層ガラス又は熱線反射ガラス（日本工業規格Ｒ三二〇九に掲げる計算式に基づいて算出される熱貫流率が、三・二未満（北海道に設置されるものにあっては二・三未満）であるもの又は四・〇未満であって日本工業規格Ｒ三二〇九に掲げる計算式に基づいて算出される日射熱取得率が〇・六五未満であるもの（北海道に設置されるものを除く。）に限る。）を建物の窓ガラス面積の九〇パーセント以上の部分に同時に設置する場合の当該窓ガラスに限る。

○国土交通省告示第二百九十二号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、船員の雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成十六年国土交通省告示第千百八十一号）の全部を次のように改正し、公布の日より適用する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

船員の雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン

目次

第一　趣旨
第二　定義等
第三　適用対象者の範囲
第四　船員雇用管理情報の利用目的に関する義務
第五　船員雇用管理情報の取得に関する義務
第六　個人データの管理に関する義務
第七　個人データの第三者提供に関する義務
第八　保有個人データの開示等に関する義務
第九　苦情処理に関する義務
第十　その他事業者が配慮すべき事項
第十一　法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応
第十二　勧告、命令等についての考え方
第十三　他の個人情報保護に関するガイドラインへの留意
第十四　ガイドラインの見直しについて

第一　趣旨

このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第八条の規定に基づき、及び法第七条第一項に基づき定められた基本方針（「個人情報の保護に関する基本方針（平成十六年四月閣議決定）をいう。）を踏まえ、事業者が船員の雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該活動の実情や特性等を踏まえ、事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定めるものである。